

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

- 1 日時  
令和2年10月9日（金曜日）  
午前10時1分開会、午後1時44分散会  
（休憩 午前11時59分～午後1時）
- 2 場所  
第2委員会室
- 3 出席委員  
吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、  
佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
阿部担当書記、千葉担当書記、尾形併任書記、三熊併任書記、鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者  
佐藤農林水産部長、石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、  
伊藤技監兼農村整備担当技監、大畑副部長兼農林水産企画室長、  
藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、橋本林務担当技監、阿部漁港担当技監、  
鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、  
菊池団体指導課総括課長、高橋技術参事兼流通課総括課長、  
中村農業振興課総括課長、今泉農業振興課担い手対策課長、  
小原農業普及技術課総括課長、工藤参事兼農村計画課総括課長、  
千葉農村建設課総括課長、佐々木農産園芸課総括課長、米谷畜産課総括課長、  
長谷川畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、  
工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長、西島森林保全課総括課長、  
工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、菊池競馬改革推進室長、  
佐藤県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
議案の審査  
(1) 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）  
第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

2変更中 2～5

- (2) 議案第3号 令和2年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第4号 令和2年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第5号 令和2年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第11号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (7) 議案第21号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

## 9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、2変更中2から5まで、議案第3号令和2年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号令和2年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議案第5号令和2年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第11号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

議案（その1）の冊子5ページをお開き願います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）であります。当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、5ページの6款農林水産業費の補正予算額5億1,744万1,000円の増額と、6ページをお開き願いまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額8億1,978万4,000円の増額を合わせまして、総額13億3,722万5,000円を増額しようとするものであります。

今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧、復興の進捗に伴う補正のほか、国庫補助

事業の内示等に伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の38ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費の説明欄の下から二つ目、食品の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助は、輸出先国の輸入条件等に対応するため、食品製造事業者等の施設や機器の整備等に要する経費に対し補助しようとするものであり、4目農業振興費の説明欄二つ目、中山間地域等直接支払等交付金は、集落協定等に基づき、農業生産活動等を継続するための交付金について増額しようとするものであります。

5目農作物対策費の鳥獣被害防止総合対策事業費は、出荷制限の指示が一部解除されたニホンジカ肉の放射性物質検査を実施するための経費について措置しようとするものであり、7目植物防疫費の病虫害防除対策指導費は、国庫補助金の内示等に伴う所要額を増額しようとするものであります。

11目農業大学校費の管理運営費は、施設の修繕に要する経費等を増額しようとするものであります。

次に、40ページをお開き願います。2項畜産業費、2目畜産振興費の畜産振興総合対策事業費は、農場バイオセキュリティ向上による豚熱等の発生防止のため、養豚農場等への資機材の整備に対する補助及び家畜保健衛生所の検査体制の整備に要する経費について増額しようとするものであり、3目草地対策費の畜産基盤再編総合整備事業費は、飼料基盤や施設整備等に要する経費を増額しようとするものであります。

41ページに参りまして、3項農地費、2目土地改良費の説明欄の五つ目、基幹水利施設ストックマネジメント事業費及び3目農地防災事業費に参りまして、説明欄の二つ目、農村地域防災減災事業費は、国庫補助金の内示等に伴い、所要額を増額しようとするものであります。

次に、43ページをお開き願います。4項林業費、1目林業総務費の説明欄の二つ目、県有林事業特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2目林業振興指導費の説明欄の一つ目、いわての森林づくり推進事業費は、令和元年度の税込及び充当事業費の確定に伴い、基金への戻入れ等を行おうとするものであり、説明欄の二つ目、原木しいたけ販売力アップ促進事業費は、原木シイタケの販売価格の向上や需要拡大を図るため、新たな販売戦略の検討等に要する経費について措置しようとするものであります。

4目造林費の森林整備事業費補助は、国庫補助金の内示等に伴い、所要額を増額しようとするものであり、5目林道費の林道整備事業費は、同じく国庫補助金の内示等に伴い、所要額を減額しようとするものであります。

次に、44 ページをお開き願います。6 目治山費の治山事業費は、国庫補助金の内示等に  
伴い、所要額を減額しようとするものであり、7 目林業技術センター費の試験研究費は、  
研究受託費の確定に伴い、所要額を増額しようとするものであります。

次に、45 ページに参りまして、5 項水産業費、1 目水産業総務費の説明欄の二つ目、沿  
岸漁業改善資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一  
般会計からの繰出金を減額しようとするものであり、2 目水産業振興費の説明欄の一番下、  
黄金のウニ収益力向上推進事業費は、新たなウニの畜養、出荷モデルの構築を図るため、  
ウニの移植や飼育管理に関する調査等の実施に要する経費について措置しようとするもの  
であります。

7 目水産技術センター費の試験研究費は、研究受託費の確定に伴い、所要額を増額しよ  
うとするものであります。

10 目漁港漁場整備費の説明欄上から二つ目の海岸高潮対策事業費及び説明欄下から二  
つ目の漁村再生交付金事業費は、いずれも国庫補助金の内示等に伴い、所要額を増額しよ  
うとするものであります。

次に、少し飛びまして、61 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施  
設災害復旧費、5 目漁港災害復旧費の説明欄一つ目の漁港災害復旧事業費及びその下の県  
単独漁港災害復旧事業費は、いずれも被災箇所の復旧に要する経費について増額しよ  
うとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その 1）の冊子にお戻りを  
いただきまして、8 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為補正の 2 変更の表であ  
りますが、当部所管に係るものは、事項欄 2 のかんがい排水事業から 5 の農村地域防災減  
災事業までの 4 件であります。いずれも令和 2 年度から翌年度以降にわたって施工される  
工事に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の限度額を変更しよ  
うとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。同じく議案（その 1）  
の冊子 15 ページをお開き願います。議案第 3 号令和 2 年度岩手県県有林事業特別会計補正  
予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 6,352 万 5,000 円を減額し、予  
算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 2,469 万 2,000 円とするものであります。

16 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は国庫補助  
金の内示等に伴う減額補正であり、17 ページに参りまして、歳出の 1 款県有林事業費は、  
国庫補助金の内示等に伴い、委託料等を減額するものであります。

続きまして、18 ページをお開き願います。議案第 4 号令和 2 年度岩手県林業・木材産業  
資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 2,066 万 7,000  
円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,673 万円とするものであります。

19 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰  
越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金金を減額しようとするものであり、20 ペ

ページをお開き願ひまして、歳出の1款林業・木材産業改善資金貸付費は、繰越金の確定に伴い、貸付費等を増額しようとするものであります。

21 ページに参りまして、議案第5号令和2年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,217万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億123万8,000円とするものであります。

22 ページをお開き願ひまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、23 ページに参りまして、歳出の1款沿岸漁業改善資金貸付費は、前年度繰入金の確定に伴い、貸付費等を増額しようとするものであります。

続きまして、予算以外の議案について御説明を申し上げます。35 ページをお開き願ひます。議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農村地域防災減災事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、37 ページをお開き願ひます。議案第11号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは漁村再生交付金事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 説明書の45ページに黄金のウニ収益力向上推進事業費があるのですが、ちょっとこれの具体のお話を聞かせてください。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 黄金のウニ収益力向上推進事業ですが、磯焼けということで、さきの6月定例会でもいろいろ御質問をいただきながら、現場のウニの生産をどう上げていくかということから発想したところです。一つは、今沿岸の磯でウニが非常に過剰になって磯焼け状態になっておりますので、そのウニを活用して価値のあるものに上げていくというような取り組みの一つの手法として、これをウニ漁が終わったこの10月から冬にかけて、漁場から一定量を捕りまして、それを一定の漁場の区域、あるいはいろいろな地域を籠で養殖するとか、そういう畜養をして、今までウニは夏シーズンだったのですが、畜養して餌をやることで実入りが増してきますので、これを冬場から春先に出荷して、ウニの品薄感で値段が高いときに出荷しようという試みです。この試みをやるに当たって、今回の補正予算ではおおむね4地区を選定しまして、そこで試験事業として実証事業としてやると。その結果を見て、来年度以降検討してまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 ことは試験操業という形で、あと近い将来その成果を見ながら、そ

れぞれ沿岸部はほとんど磯焼け状態の中にあるので、そういったところで今後活用していくということによろしいですか。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 はい。

○田村勝則委員 補正の新規事業で、食品の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助が計上されております。HACCP対応となると県の施設でもそんなに多くないと思うのですが、どのようなところへの補助を想定しているのかお聞きしたいと思います。

そしてまた、この補助によってどのぐらいの効果が見込めるのかという点もお聞きできればと思います。

それと、畜産基盤再編総合整備事業費ですが、継続で今回も飼料基盤や施設等の整備を支援しますということになっているわけですが、非常に厳しい畜産環境の中で、国が示しているような、例えば繁殖牛80万頭、牛肉の生産量30万トンに増産するとかという目標に到達するためには、さまざまな整備もしていかなければいけないということで継続した事業であると思うのですが、主に畜産環境総合整備事業の中で家畜排泄物処理施設整備等が盛り込まれておりますが、これまでの実績と効果、そして今回の補正はどのような中身の対応になっているかお聞かせいただきたいと思います。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 食品の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助につきまして答弁させていただきます。

この事業につきましては、今回御要望があったのは麺類を製造している事業者の方、食品製造事業者の方です。具体的には、一戸町の株式会社戸田久様から御要望をいただき、国から内示をもらい進めようとしているものです。

内容ですが、HACCP対応ということですが、米国、東南アジア向けの製麺を輸出するということとして、その基準に合わせたHACCP対応について、今回は主に麺を包装する、そして殺菌する、そういったような設備の導入について補助をするという内容になっております。

そして、もう一つの効果というお尋ねですが、このたび衛生に係る機器の導入によりまして、管理体制の強化ということですが、FSSC22000という国際基準の認証を取って進めていくというふうにお聞きをしておりますが、先ほど申し上げたように、米国、東南アジア向けの海外量販店に輸出をするという計画です。これは計画上の輸出量と輸出額ですが、現状の約7トン、400万円を、令和8年度の目標として、94トン、約5,400万円の事業計画に基づいて事業を導入するというものです。

○米谷畜産課総括課長 畜産基盤再生総合整備事業についてのお尋ねです。この事業につきましては、自給飼料基盤、牧草地、あるいは飼料作物等に立脚した畜産経営体の育成と畜産サービスの整備を目的に、国庫事業として導入しているものです。

この事業につきまして、先ほどの環境整備のところのお尋ねですが、今年度の事業実施については、一部堆肥センターが整備されているのですが、それが古くなりまして、ス

トックマネジメント事業ということで耐久性等を調査しまして、機械等を入れかえるとか、こういったものについて今年度は事業を実施する予定です。

実績につきましては、事業としましては長くやっておりますが、実際飼料基盤等の整備をし、あるいは畜舎等を整備して、規模拡大等につながるものという整備をしてきたところですし、あと公共牧場等も整備をしながら、規模拡大につながるといったところで、実際に効果を上げてきているものです。

○**田村勝則委員** 今の第2点目なのですが、堆肥施設というのは、これから畜産を振興していく意味で、その整備というのは非常に重要なポイントではなかろうかと思うのですが、過去の事例を見ますと、岩手県にはないと思うのですが、補助をして事業化をして立派に整備したが、実際その効果が発現されていないという会計検査院の指摘もあるのです。そういうこともあって、しっかりと効果が発現していくような、畜産振興につながっていくような事業につなげていかなければいけないと思うのですが、そういう点でお聞きしたわけですが、今までの老朽化した施設と、その中身については実際どういう状況で今推移しているのか、もしわかればお願いします。

○**米谷畜産課総括課長** 堆肥の製造についてですが、家畜排泄物処理法が施行されて、畜産農家は適切に処理しなければならないということもありまして、一時自分のところで処理できない農家の方々が堆肥センターで共同で処理するというので、県内各地に堆肥センターが造られてきております。実際に堆肥センターを整備してから経過しておりますので、古くなったところにつきましては、そこがストップしてしまうと、農家が処理に困るということで、実際にはメンテナンスのほうもしっかりと適切にやっただくように指導もしておりますし、先ほど事例を申しましたが、古くなったところにつきましては、国庫事業のストックマネジメント事業等を使いながら、更新を考えていただくようにということで、現地の堆肥センターを管理する方々ともいろいろと意見等を交換しながら取り組んでいるところです。

○**高田一郎委員** それでは、今回の補正に豚熱対策として畜産振興総合対策事業6,544万円ほど予算措置されています。これにかかわって質問したいと思います。

まず、先月群馬県でワクチン接種を行った農場で豚熱が発生をいたしました。私もこの記事を見て大変驚きまして、ワクチン接種をした農場でも感染のリスクがゼロではないのではないかということで、非常に豚熱の感染リスクが高まっている中で、群馬で起きたことを教訓に学んで対応していく必要があるのではないかと思います。農林水産省でもこの要因分析、疫学調査を行って公表されているということも新聞で報道されております。県として、この群馬県でのワクチン接種を行った農場で起きた問題についてどのように受けとめているのか、このことについてまずお伺いしたいと思います。

○**長谷川振興・衛生課長** 群馬県のワクチン接種を行った農場での豚熱発生に関する御質問ですが、まず国からの報告等を確認しますと、今回ワクチン接種を行ってはいらっしゃるのですが、ワクチン接種をこの農場の中でも行っていなかった子豚で感染が認められたという報

告になっております。それで、なぜワクチン接種を行っていなかったかという、子豚の体調がワクチン接種の時点でよろしくなく、下痢等を起こしていたということで、ワクチン効果を考えますと、体調不良の子豚には接種できませんので、それで打たなかったということです。それで、これに関しましては国も再三注意喚起しているのですが、ワクチン接種をしているからといって感染のリスクがゼロになるものではなく、やはり基本的な飼養衛生管理基準に基づき持ち込まないような対策をきちんと講じるというところ、それがやはり前提になります。まだ岩手県ではワクチン接種を行っていませんが、当然ながら飼養衛生管理基準を農場に徹底していただくということで、改めて家畜保健衛生所を通じて注意喚起等を行っているものです。

○高田一郎委員 わかりました。それで新聞報道ですが、その問題とあわせて、この農場では下痢が発生した子豚が250頭ほどいて、県への通報が3週間、4週間後だったということも新聞で指摘されております。同時に、餌を搬入する車の消毒もされていなかったということも指摘されています。群馬県では、豚熱に感染したイノシシがこの1年間で55頭もいたにもかかわらず、そういうきちんとした対策をとってこなかったということも課題だと思えます。

それで、今回新たに飼養衛生管理基準の見直しをされて、農場管理者に対して徹底して、しっかりと対策をとっていくことが必要だと思うのです。それで、県内の農場などに対して、1回だけではいけないと思いますが、きちんとした徹底と、そして県がしっかりと指導、援助、管理していくということを綿密にやっていく必要があると思うのですが、その点についてこの間どのような対応をされたのか、ここについてもお聞きしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 農場に対する飼養衛生管理基準の徹底の指導等ですが、県ではこれまでも豚熱の発生以前から、定期的に全ての養豚農場に対して立ち入りを行って、飼養衛生管理基準に適合しているかどうかの確認をとっております。当然ながら、適合していない部分に関しましては、その都度適切に指導して改善を求めています。豚熱等の発生を受けまして、改めて通知をするというところと、先ほど委員がおっしゃったとおり、通報のおくれ、車両消毒の不徹底ということがないように改めて注意喚起等を行っているところです。

○高田一郎委員 昨年も豚熱対策として防護柵などを設置して、県もいち早く対応したと思います。それで、農協でも大きな負担になっていると思うのですが、今度は飼養衛生管理基準も見直されて、さらに新たな負担が生じていく、大変なことなのかなというふうに思いますが、今回基準を満たしている農場もあれば、恐らく満たしていない農場もあつたりと、さまざまだと思うのです。現時点においてやっぱり整備が必要な農場、全体の農場の中でどの程度あるのか。

それで、今回動力噴霧器とか、防鳥ネットとか、あるいは野生動物侵入防止策等、いろいろ資料を見ますと、10品目に対する経費の補助が大変な負担になってくると思いますが、これらの状況、整備が必要な農場がどれだけあるのか、農場の多大な負担にならないのか、



きちっと基準に基づいて対策されるのかどうか。ネットの問題については、11月1日からの施行になっていますので、1カ月間で整備されるのかなど、そういう懸念もあるわけですので、それについて答弁いただきたいと思います。

○**長谷川振興・衛生課長** 県内の養豚農場での飼養衛生管理基準等への適合状況ですが、まず従来の改正前の飼養衛生管理基準に関しましては、これはもう適合しているというところの確認はしております。ただし、飼養衛生管理基準が6月に改正されて、かなりまた厳しくなっております。その部分で、まず先ほど委員が触れられた防護柵の設置ですが、県内に136農場あるうちの126農場で現時点で整備はされております。そのうち幾つかはもう今後廃業するというので、今豚を出荷しておりますし、まだ整備されていないところにつきましては、今月中には整備するというふうに現地の家畜保健衛生所で確認しているところですよ。

今後、例えば防鳥ネット等新たな対応があるのですが、防鳥ネットという言葉を使っています。要は野生動物の侵入、イノシシだけではなく、鳥とかネズミとかも侵入できないようにということで、農場、畜舎を覆うような、それを設置する必要があるのですが、こちらのほうにつきましては先月末で48の農場で設置を確認はしておりますが、今後速やかに対応するように家畜保健衛生所のほうで今指導を行っているところですよ。

○**高田一郎委員** わかりました。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、先ほど黄金のウニ収益力向上推進事業費について質問がありました。痩せウニが増加しているというわけなのですが、増加の原因と、どのような状況になっているのか、どんどん拡大しているのか、まずその現状について伺いたいと思います。

○**石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長** ウニの増加の原因ですが、水産技術センターの調査も含めて現在認識しているところは、震災によって一旦漁業が数年間中止になったのです。その間、ウニが発生して非常に多くなったという現象がやっぱりあります。それで、ウニの磯での密度が非常に高まったという状況があって、その後この四、五年非常に暖かい冬の時期がありますので、通常なら冬場に水温が下がってウニの活動が低下するはずが、水温が高いためにふえたウニの活動が活発になって磯の海藻類を食べ尽くして、いわゆる磯焼け状態に今至っているというような現象が特に県南部地域で非常に見られるという状況になっております。

○**高田一郎委員** この痩せウニというのは、この周辺だけではなくて、かなり各地でこういう問題が起きていると思うのです。今回この事業はぜひ成功してほしいと思うのですが、この痩せウニの移植、飼育、これはいろいろな研究者の論文を読むと、大変コストがかかるということも言われているのですが、全国各地でいろいろな研究が進んでいると思うのですが、人工餌を投入して実入りを改善するとか、さまざまな研究成果があると思うのです。今この痩せウニ対策でどんな研究成果があるのか。コストが高い、今回恐らくコスト分析も含めて調査しているのですが、あえてこういう手法をとって対応しようとしたこのことについて、ちょっと紹介していただきたいと思います。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 瘦せたウニをもう一度飼育する、畜養という形で、籠とか一定の漁場で飼育するわけなのですが、そこにはやっぱり餌が必要ですから、餌は主に海藻になります。岩手の場合は、ワカメや昆布の海藻になります。ただ、その海藻も冬場に少なくなりますので、春先とか夏に昆布やワカメの端材が漁業の現場や加工する水産加工会社から出ますので、それを一旦ストックして、冬場、春先に海藻のないときに餌として与えるというようなことで、コストの低減を図ろうというようなことを考えております。そこで採算性をとっていこうという計画で今回調査することで予算事業に盛り込ませていただいたところです。

○白澤勉委員 豚熱の関係について伺います。

群馬県での発生について、本当に模範的な農家の方から出たということで、関係者はすごく驚いています。盲点はあったのか、分析はどうだったのかといったところについては、先ほど答弁を聞きましたので省略いたしますが、ワクチン接種の本県の対応についてお伺いしていきます。まさに侵入防止対策の徹底、これが重要ですが、隣県で豚熱の発症が確認された場合に、ワクチン接種が必要になってまいります。本県の飼養頭数は45万頭で、この接種には多分時間が相当かかるのではないかと想定されます。国のほうでワクチン接種推奨地域に指定された場合に、接種開始するまでの流れと時期、完了までの期間等含めて本県の対応についてお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 本県がワクチン接種推奨地域に指定されてからワクチン接種までの流れについての御質問ですが、本県がワクチン接種推奨地域に指定された場合、県は国の定める防疫指針、これは豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針というものですが、これに基づいてワクチン接種プログラムを県が策定し、国による承認を受けた後に家畜伝染病予防法に基づき、県が接種を行うこととされております。接種は、国内約130戸全ての養豚場が対象となりますが、野生イノシシの豚熱感染が確認された地点から近い農場から優先して接種を進めていくことと考えております。

そして、全ての農場での初回の接種、1回目の接種を獣医師である家畜防疫員、これをおおよそ150名体制を今のところ想定しておりますが、これで実施することを想定した場合、開始からおおむね3カ月程度で完了すると見込んでおります。3カ月程度というのは、既にワクチン接種を行っている他県の状況、大体岩手県と同規模程度の飼養規模のところの実際に初回接種にどれぐらいの期間がかかったかというところを確認した上で、大体同程度の期間になるのではないかと想定しているところです。

○白澤勉委員 御丁寧な回答ありがとうございました。それで、ワクチン接種されることで移動が制限されてまいります。隣県でワクチン接種されると、本県の影響というのはどの程度あるのかお伺いしたいと思いますし、そして本県において接種された場合に、これまでの岩手県が作り上げてきたブランドへの影響も及んでくると想定されますが、そこら辺の影響を県としてどう捉えて、どのように対応しようとしているのかお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長 まず、周辺県での接種による本県への影響についてですが、具

体的に今回山形県では既にワクチン接種は始まっていますし、宮城県ではこれからワクチン接種が行われると伺っております。そのことによって、どのような影響が起きるかというところですが、まずワクチンを接種した県からの豚の導入や、そちらへの出荷のほうに影響が出てきます。県内の養豚農場のうち、宮城県、山形県と豚の行き来がある農場について確認したところ49戸です。そちらのほうにつきましては、ワクチン接種の開始以降は、接種農場から本県への豚の移動が制限されるということになり、接種農場から豚を導入していた場合には導入元の変更が必要となる、要は本県はワクチン接種していない地域ですので、接種していない地域か県内のほかの農場から入れるなどの対応が必要となります。

また、例えば宮城県にある屠畜場に豚を出荷するというケースが想定されますが、出荷先のその屠畜場の中で豚のウイルスやワクチンのウイルスが拡散しないよう交差汚染防止対策といったような対策をきちんと講じた上で出荷するということとなりますので、例えば日にちの中で午前中に非接種地域から、午後からは接種地域から豚を入れるというような、そういう時間で分けたり、曜日で分けたりする、そういう対策になりますので、これまでとはちょっと豚の出荷のタイミングがずれてくる、そこを対応する必要が出てくるということで、少しそこで影響が出るというふうに考えております。

また、本県のワクチンを接種することによってどのような影響が出るかというところは、先ほど申しましたとおり、ワクチンを接種することによって接種していない地域へ豚が出せなくなるということになりますので、その場合には出荷する先をまた変更するなどの対応が必要となりますし、出荷先での屠畜場の中で病気が拡散しないような対策を講じるということになりますので、それに従うということになります。

また、ブランドに関してどのような影響が起こるかということですが、これは実際にもう既にワクチン接種を行っている他県の状況を確認しますと、いわゆる風評被害というところですが、そちらのほうは生じていないというふうに聞いていますので、本県へのブランドに関する影響は出ないものと考えております。

○白澤勉委員　それで、接種に係る人員確保が大事になってくると思います。当然ワクチンを打つには、獣医師が行うことになるとと思いますが、そこら辺の人員の確保について、労力の負担軽減にどのように対応していこうと思っているのかお伺いします。

○長谷川振興・衛生課長　獣医師の人員確保及び負担軽減についてのお尋ねですが、まず人員確保につきましては、先ほど150名を想定とお答えいたしました。この150名というのが県の獣医師職員と、あとは民間の獣医師職員を合わせて、おおよそ150名ということで想定しております。獣医師であっても、家畜防疫医、これは法に定める県で県知事が任用して家畜伝染病予防法の執行に当たる業務に当たらせるという職員ですが、県の職員につきましては既に任用されている者もあります。民間獣医師に関しましては、これから任用するということとなりますので、既にもう今後ワクチン接種を想定して任用の手続がスムーズに行われるよう、現時点でとれる事務についてはとっているというところ です。

また、獣医師の負担軽減、労働の負担軽減というところですが、実際の作業で見た場合、

ワクチン接種を行うに当たって、例えば豚が動かないように固定したり動かないようにする作業もあるのですが、あくまでも獣医師はワクチンの接種を行うだけでの作業ですので、その固定というところに関しましては、農場の作業員等の協力を得ながらやっていきますので、可能な限りそのような負担が軽減できるように対応は考えてまいります。

○白澤勉委員 昨日も武田議員の一般質問において、生産者の負担軽減について、検討していくと前向きな答弁がありました。ワクチン接種をした22都府県のうち20都府県において初回の接種手数料も援助しているといった事例を参考にしながら検討していくというお話がありました。改めてその辺のお考え、そしてこの1本幾らぐらいかかって、それがおおよそ45万頭だと、どのくらいの予算規模になるのかお伺いして終わりたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 まず、ワクチン接種にかかる生産者の負担軽減に関するお尋ねですが、ワクチン接種に関しましては、県の手数料条例に基づいて接種手数料を徴収するという事としております。委員がおっしゃったとおり、ワクチン接種をした22都府県のうち20の都府県で免除しているというところがありますので、このような事例も参考にしながら、県としてどのような対応ができるかというところを検討してまいります。

あと、ワクチン接種の手数料の部分ですが、1頭当たり310円と手数料条例で定められております。これを45万頭に接種するとすると、おおよそ1億1,800万円程度かかると試算しております。

○白澤勉委員 1億円程度規模の予算が必要になってくるということで、財源は一般財源での確保となるのか、どういう財源で確保をするのか。

先ほども検討するということですが、行政用語で検討するはやらないと捉えるという向きもありますが、これは積極的に実施するという前向きな意味での検討でしょうか。AかBかでやらないという検討なのか、やるという検討なのかお伺いいたします。

○米谷畜産課総括課長 まず、手数料に係る財源等につきましては振興・衛生課長から後ほど答弁させますが、ワクチン接種については、私どもとすれば他県の事例等も考えますと、やるかやらないかと言われれば、やる方向で要求していきたいと考えております。

○長谷川振興・衛生課長 ワクチン接種に係る経費の財源についてですが、まずワクチン代につきましては、国と県で2分の1ずつの負担となっております。あとは、必要な資材等は、例えば注射器であったり、あとは接種する獣医師への賃金等であったりというところがありますが、そこに関しては国の6次交付金等が充てられるということになりますので、多くの部分は国からの交付金等で充当されるということになります。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 それでは、議案第 21 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案（その 2）の 10 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております議案第 21 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要により御説明をさせていただきます。

まず、1 の改正の趣旨ですが、3 点あります。1 点目、(1) は家畜改良増殖法の一部改正に伴いまして、条例で引用しております条項等が移動したことから、当該条項等の整備をしようとするものであります。

2 点目、(2) でありますが、肥料取締法の一部改正に伴い、法律の題名等が改められたことから、条例で引用しております法律の題名等の整備をしようとするものであります。

3 点目、(3)、漁業法の一部改正に伴いまして、新たに導入される沿岸漁場管理団体の指定の申請について、手数料を徴収するとともに、手数料の名称及び条例で引用しております条項が改められたことから、手数料の名称等の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容であります。(1)、家畜改良増殖法の一部改正関係ですが、法改正によりましていわゆる条ずれが生じてきます。これに伴いまして、資料の表にありますとおり、改正前の 18 の項及び 19 の項をそれぞれ改正後には 17 の項、18 の項に移動させるといったような改正を行おうというものです。手数料の額に改正はありません。

それから、(2)、肥料取締法の一部改正関係です。法律の題名が肥料の品質の確保等に関する法律に改められたこと等に伴いまして、2 ページをお開きいただきまして、上段の表になりますが、こちらの表にありますとおり、条例に規定する法律の題名を改めるなど、所要の整備をしようとするものです。こちらにつきましても手数料の額の改正はありません。

続きまして、(3)、漁業法の一部改正の関係です。改正点は 2 点です。1 点目は、アに記載のとおり、漁業法の一部改正に伴い、新たに導入される沿岸漁場の保全活動を実施する沿岸漁場管理団体の指定の申請につきまして、手数料を徴収しようとするものです。手数料の額につきましては、申請に係る審査の事務が同様であります漁業免許申請手数料と同額の 4,000 円にしようとするものです。こちらにつきましては、おめくりいただき 3 ページになりますが、3 ページの表の改正後の欄の一番下、47 の 2 の項にこういった形で新たに規定をしようというものです。

それから、資料2ページにお戻りをいただきまして、2点目の改正の部分ですが、イに記載をしているとおり、漁業法の一部改正に伴いまして、手数料の名称の変更、それから条項の移動などについて所要の整備をしようとするものです。改正の内容の一例を申し上げますと、条項の移動につきましては法改正によるいわゆる条ずれに伴いまして、2ページ下の表、改正後のところに40の項、41の項とありますが、これは3ページの表の改正前の46の項、47の項から移動するという形で改正をしようとするものです。

それから、手数料の名称の変更の一例につきましましては、同じく3ページの表の中ほどに、改正前の欄では43の項、改正後では45の項となりますが、法改正によりまして定置漁業権と区画漁業権のうち、漁業者が免許を受けるものについては個別漁業権という形で定義づけがなされたところですので、名称の一部につきましてそういった定義づけされた名称、個別漁業権という形を引用するなどして、一部を改めようというものです。手数料の名称の変更の部分等につきましましては、手数料の額の改正はありません。

それから最後に、3の施行期日ですが、2、(1)の家畜改良増殖法の一部改正関係につきましましては、この条例の公布の日から、それから肥料取締法の一部改正関係及び漁業法の一部改正関係につきましましては、それぞれ法律の施行日であります令和2年12月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 私は3件通告しております。最初に、米価格の低下のことについて伺います。

武田哲議員の質問にもありましたが、今度概算金が発表されたわけです。岩手県産のひとめぼれは1万2,300円、60キログラム当たりです。800円低下するということになります。今コロナ禍で外食の需要が低下しているということと、それに伴って200万トンを超える在庫があるということで、6年ぶりの低下というふうに表示されております。米農家は、こ

の米価格に消費税が反映されていないわけです。おとしから消費税がアップされているわけで、コストは増加していますが、ますます大変だと。特に大規模農家ほど非常にこの影響が多いということだと思います。生産者の意欲の減退、後継者の問題など、本当に深刻な状況になるのではないかと心配をしております。

それで、米価格低下の影響をどのように試算しておられるか伺いたします。

○佐藤県産米戦略監 先般全農岩手県本部が示されました概算金につきましては、あくまでも概算金ということで、これから令和2年産米が販売されますと、その販売実績に基づいて精算金が追加配分されるわけでありますが、仮に800円減少したということで試算いたしますと、先般国のほうで公表しました作況指数で、岩手県の平均収量が10アール当たり58キロですので、それで試算しますと大体10アール当たり6,600円の減となります。

ただし、専業農家の人は大体ナラシ対策に入っておりますので、ナラシ対策に入りますと9割が補填されるということで、減収分の6,100円が補填されます。したがって、実際のところは500円の減ということですし、60キログラムに換算しますと800円の減というふうになりますが、ナラシを受けますと60円の減ということになります。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。ナラシ対策に入っているということが前提なわけですが、まずこれが実質の収入減ということもそうですが、意欲の問題、雰囲気の問題で、大きな影響もあるなというふうに私は思っているのです。

このコロナ禍で、牛肉の消費拡大とか、県産木材とか、給食の食材活用、さまざまな対策を講じているわけですが、米専業農家への支援というのは考える必要がないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 米専業農家への支援についてですが、先ほど県産米戦略監が申し上げましたとおり、また委員御指摘のとおり、今時点でコロナ禍で外食の需要減というような形でなかなか国内で米が売れにくい状態になっているということ、在庫がふえているというような状況なので、まずは在庫を解消して円滑に米が流れるような状態、牛肉でもそうでしたが、一定程度価格が維持されるような状態をつくる必要があるだろうということを考えております。こういったことの対策は全国的な話ですので、まずは国に対してそういった米を市場から一旦隔離する、例えば備蓄米に回すとか、県ではこれまで2度ほど国のほうに要望しております。またJAグループのほうで、来年産米について20万トンほど令和2年産米の販売を遅らせる形で、今在庫を抱えている分が解消するまで少し市場に出す米の量を制限するというようなこともありますので、県としてはまずはそういったところの様子を見ながら、消費が拡大されるように、それから県産米がきちんと販売できるように、現状県産米の価格などについても大きな低下傾向では推移しておりませんので、何とかこういった価格で続くような販売努力をまずは優先して行っていきたいと考えているところです。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。農家は後継者の問題もあるし、米をつくっていてももうからないから、もうやめたほうがいいのかというような雰囲気になってきてお

りまして、今でもあまり収益はないが、まずとんとんというか、赤字でも年金で補填しながらやっているという現状の中で、厳しいなというふうに思っております。米の消費拡大もさらにお願ひします。

次は、遊休農地の状況についてです。農地の集約化を図るといのは重要だと思っておりますし、各地域でも地域農業マスタープランで今行われているところです。これについては、遊休農地の対策ということで農業委員がすごく努力をされていると見ております。でも、不適切な管理というのはやっぱり多い状況だと思っております。この遊休農地を放置している場合に、課税強化がされると言われておりますが、そういう県内の事例はあるのか。

それから、所有者不明土地で公示手続をして知事の裁定ということもあるわけですが、そういった事例は県内であるのかどうか伺います。

○中村農業振興課総括課長 まず、遊休農地の課税強化についてです。農地の所有者が正当な理由がなく遊休農地を放置している場合は、いろいろ手続はあるのですが、農地に対する固定資産税の課税を高くする課税強化措置が行われることになっております。本県においては課税強化措置の事例はありません。今後もこういった課税強化になることのないように、先ほど委員からお話がありましたとおり、マスタープランの実質化での話し合いでありますとか、いろいろな日本型直接支払制度の活用等を啓発しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、相続の未登記による所在者不明の件ですが、こうした遊休農地については農業委員会による公示、知事による裁定を経まして、農地中間管理機構に利用権を設定できるようになっております。こういった事例についてですが、平成29年10月に北上市、これは1ヘクタールでしたが、これを初め西和賀町、奥州市の3市町4件の事例があります。

○佐藤ケイ子委員 優良農地を守っていくということは基本なわけですが、この遊休農地がどうも拡大していると私は見えてならないのです。でも、実際はなぜ遊休農地になっているかという、採算性の問題もありますし、後継者の問題もあるのですが、元は宅地として売りたいという方々がたくさんいるわけですが、なかなか農地転用の許可が厳しいということで、土地の有効活用ができないままになっているというのが現状ではないかと思っております。本当にこの土地を活用するという意味では、農業を続けてくださいという方針としてはあるものの、実際は収益が上がらない、だから耕作しないという中で、どうやってその土地を活用したほうがいいのか、農家の悩ましいところでもあります。農地転用の許可要件が厳しいのではないかというふうに思うわけですが、これは国の政策でもあります、こういう農地転用の制度が有効活用を抑制しているのではないかと私は思うのですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

それからあと、農地転用の許可権限を市町村に移譲しているところがあるわけですが、そうなった場合に転用の柔軟性は図られるものなのかお伺ひしたいと思います。

○中村農業振興課総括課長 許可権限が厳しくて、遊休農地の有効活用を抑制しているの



ではないかとお尋ねですが、遊休農地であっても農地法上は農地ということですので、転用する場合に優良農地の区域を設定する農業振興地域の整備に関する法律であるとか、あるいは農地の転用についての制限を定める農地法、こういったものがあるわけですが、こういった法律に基づいて適切な許可手続を経る必要があるというふうに思っております。

なお、将来にわたって耕作の見込みがないような、あるいは例えば森林の様相を呈しているであるとか、あるいは農業用機械を使っても農地として再生利用できない、そういったような場合については、農業委員会に非農地判断手続を適切に進めていただきながら、農地以外の土地の有効利用を図るというふうな形で助言を進めてきているところです。

また、市町村への許可権限の点ですが、その柔軟な対応というところですが、農地法に基づきまして農地転用の許可権限、基準に従って適正に運用していると要件を満たしていれば、農林水産大臣の指定した市町村については、県と同様の4ヘクタールを超えるような場合であっても農地転用許可を行うことができるとなっております。県内では4市町、盛岡市、滝沢市、花巻市、紫波町がこれに該当して、指定市町村ということで指定を受けております。また、2ヘクタール以下につきましても、県条例によって、大船渡市、陸前高田市、二戸市に対して許可権限を移譲しております。これによって、これまで県との協議に要していた時間の短縮であるとか、地域の主体である土地の有効活用が進むと期待をされるわけですが、大臣指定、あるいは県から市町村に権限移譲されたといいたしましても、農地法で定める基準に従って、しっかりと管理運用しなければならないものだと考えております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。そうだとは思っているのですが、工業団地等がどんどんできてきて、アパート、それから居住用住宅のニーズがあるのですが、農地転用できないという事例がいっぱいあると聞いておまして、何とかならないのかといつも私は言われます。特に県の審査が厳しいというような声も聞いています。

それから次に、岩手県県民の森について伺います。八幡平市にある県民の森ですが、非常にいい施設だと思って拝見いたしました。ふれあい学習館とかがあって、子供たちも楽しめる状況だと思えました。それから、自然環境もすばらしいと思えました。ですが、この施設の中でさまざまな説明板があるのですが、市町村合併をして20年以上もたっている県内の市町村の名前がずっと書いてあったり、それから説明板も細かくて、誰を対象に見せたいのか、大人対象なのか子供対象なのか、ちょっとなかなか難しいなど、少し工夫が必要だなというふうに私は思っております。

それから、その中に、今度は市町村の森というものもあるのですが、大体いい環境で管理されていると思いましたが、一部にはあまり良好なエリアではないところがありました。荒廃していると思ったエリアがありました。市町村によっては、農林関係の職員が時々行って手入れをしたりしているという市町村もあるようですし、関心を示していない市町村もあるように見受けられるのですが、そこはどのように徹底されているのかお伺いします。

○西島森林保全課総括課長 岩手県県民の森の森林ふれあい学習館についてのお尋ねです。県民の森を含めまして、県内には全域に5カ所ほど森林公園があります。施設整備後20年以上が経過いたしましたして、利用者のニーズの変化にあわせた対応が求められていることから、今後の森林公園のあり方や整備の考え方などをやはり検討しなければならないのではないかと問題意識はもちろんありまして、令和元年度になります、外部の有識者を構成員としました森林公園リニューアル検討会を設置、開催いたしましたして、検討会からはバリアフリー化、あるいは国際化、そして多様な年齢層を対象とする整備とするようにしてはどうかという提言を受けたところです。

県といたしましては、こういった外部の提言を受けまして、さらに今回委員のほうからも御指摘をいただきましたので、子供の視点はもちろんのこと、子供から大人まで多様な年齢層に十分配慮した県民から親しまれる施設となるよう、来年度以降の施設整備に向けて検討を進めていきたいと考えております。

また、市町村の森の管理について委員から御指摘がありました、市町村の森につきましては昭和49年に本県で開催されました前回の全国植樹祭に関連した記念行事として、市町村と、例えばその地元の林業関係者の方などが主体となりまして植樹をしたという経緯があります。そういった設置の経緯がありますものですから、こういう管理につきましては市町村の職員ですとか、地元の森林組合の職員の皆さん方が主体となって動いてきたという事情もあります。県としても、今後も現地の状況の把握を行いながら、引き続き市町村と一体となりまして、適切な管理に努めていくように努力してまいりたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 ぜひそのようにお願いいたします。

私も自分の市の市町村の森がどのようになっているのか見たくて回って歩きました。よそはすばらしいと思いましたが、私の地元の市があまりによくはない感じだったので、何たることだと残念に思いました。地元の市役所にはそのことを伝えますが、県民の森のほうからも各市町村の状況を確認しながら、修理も促すようなことをお願いをしたいと思いません。

○佐々木茂光委員 米対策について質問します。今佐藤委員のほうからもお話がありました。その現状はそのとおりでしょうから、まさに生産をする意欲というものは、将来的にもそうなのですが、その点はやっぱりがっかりさせない、今の持っている気持ちを来年の耕作、植えつけ、全てそういうものに乗っかっていけるような、少し将来の姿を描けるような戦略というものを示していかなければならないのではないかと思います。

結局ことしも豊作だということは、既に在庫もある中で、来年の作付を減らす方向性になっていくのではないかと思います。やはり生産者たるものがそういうものに振り回されているようでは、なかなか農業をするにしても、その人たちが日常不安な中で、希望も何もなくなってしまうと思うのです。その辺を将来的に安定させるような方向づけ、戦略というものも、県としても打ち出さなければならないのではないかと思います。その辺

の考え方と取り組み方について伺います。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 生産者の方が将来にわたって意欲が湧くような戦略のお尋ねでした。今から6年ぐらい前の平成26年に大きく米価が下落しました。そのときは前年対比で2,800円下落しました。同じように国内の需給が非常に緩和して下落したというような図式でした。その際、県とすれば今現在戦略を持っているいわての美味しいお米生産・販売戦略を行い、お米を食べましょうという運動を起こして行ってきた経緯がありまして、それ以降を見ますと、全国的な需給動向もあるのですが、一定程度米価が少しずつ上がるという推移をしてきたところです。

まさにことしその戦略の見直しの時期でもありますので、また改めて米の需給の話になりますが、岩手県だけではなかなか難しいところもあります。全国の米の需給動向、毎年10万トンずつ減っている状況はありますので、その中でどうやって岩手県の米を支持していただいて買っていただくか、その点について関係団体ともいろいろな知恵を絞って、生産者の皆さんになるべくでも意欲を持っていただくような戦略を見直す時期でもありますので、つくっていきたくて考えています。

○**佐々木茂光委員** ちなみに、岩手県の人たちは米は食べているのですか。県内の米の消費量が減っているのではないかと思うところもあるのです。県民に米を消費してもらうよう喚起する上でも、例えば地元ではこれだけの消費が伸びているとか、そういったものもベースにした形での将来的な戦略が必要だと思えます。岩手県もここに来て、やっとな競争できるぐらいまで来たと思えます。それをさらに進めていくためには、ほかと違うよというようなものを出していくためには、まず岩手県がどれだけの米を消費しているのだというようなことが一つのベースで、それを今生産者の人たちにも知らせていく必要があるのではないかと思うのです。皆さんのつくっている米がどれだけの消費があって、どれだけの実績があるのだということを示していくのも大切かと思うのです。例えば岩手県の農産物の自給率はこれだけ高いなど知ってもらうことが必要だと思えますが、いかがですか。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 済みません。今手元に資料がなくて大変申しわけありませんが、自給率の観点から行きますと、カロリーベースという格好になりますので、岩手県ですと106ぐらいだったかと思うのです。米の分だけとってみると300%ぐらいだったように記憶しております。

また、岩手県の県民の方がどの程度御飯を食べているかという指標はないのですが、一般質問で部長から答弁申し上げましたが、例えば学校給食、週5日間の給食のうちの岩手県の平均は4.0回と、全国平均は3.5回ぐらいで、全国トップクラスで子供たちにも食べていただいています。食習慣が身につく年代からお米を食べていただいています。あるいは地産地消給食実施事業所も県で認定したりしていますが、2年前には91%ぐらいの米の利用であったのが、30年の調査ですと97%ぐらいということで、ポイントが幾らかでも上がっております。県内の皆さんには金色の風、銀河のしずくのオリジナル品種のPRもしています。

○佐々木茂光委員 いずれ米農家の生産意欲が安定していることが究極だと思うのです。後継者がいなくなれば、耕作放棄されたところがふえてくるところもあるだろうし、何らかの形で水田の役割というのはそこにもあるわけだから、将来的な姿というものを描かせることが一番大事ではないかなと思います。農家の人たちにその辺をやっぱり示せるようにしっかりとやっていただきたいと思います。

○田村勝則委員 1点だけ確認の意味で質問します。

藤代農政担当技監から学校給食の話がありました。週4回、本当に全国平均より多いということですが、やはり食育というのが非常に大事になってくると思います。そういう意味で、県で2年に1回ごと実施している、利用実態調査の資料もいただいております、その中では主食の米の県内産量、利用率が平成30年度の実績で97.3%と出ております。できるだけこれを100%に近づけていくということが大事だと思うのですが、足りない分はどういうお米が使われているのか、もしわかれば今後の対策も含めてお聞きします。

次は、学校給食提供緊急対策事業についてお伺いをいたします。この事業の趣旨は、御存じのとおりコロナ禍の影響により、外食需要の減少などによる在庫が積み上がっている県産牛肉や、あるいは南部かしわ、沿岸の振興につながるホタテなどの消費拡大を進めるための緊急事業として、国を挙げて予算化されているわけです。非常に単価も高くて、生産農家にとってはありがたい事業ではないかと思えます。先般の資料を見ていたら、牛肉については26.9%の執行率ということですし、南部かしわ並びにホタテガイは58.8%と示されております。緊急事業ですから、もう少し速やかな実施をされるべきと思うのですが、現在の状況を改めてお聞きすると同時に、この事業の内容にはメニューの検討支援とか、生産者出前講座による職域の地域農業への理解増進というようなこともあるわけですが、執行されたところの児童生徒の感想などについても改めてお伺いをしたいと思えますし、未実施の今後の見通しをお聞きしておきたいと思えます。

もう一点ですが、あわせて先ほど申し上げたように、県産農林水産物の利用実態調査も2年ごとにされておりますが、平成30年度の県産食材の利用率61.4%、給食に関して、そういう資料をいただいております。この中で、質問の4に県産農林水産物の利用に係る課題、要望等がありましたら自由に記載願いますという項目があるわけですが、どのようなものが示されてきていたのか、その課題を捉えてどのように対応されようとしているのかもあわせてお伺いをいたします。

もう一点です。いわての森林づくり県民税についてですが、これまでの地域説明会やパブリックコメント、アンケート調査などが実施され、また森林林業関係団体からの意見もいただいていると思えますが、どのような内容であったのかお伺いします。また、それを受けて、県としては次年度以降のいわての森林づくり県民税がどうあるべきなのか、これまでと違う点や特色などを交えて、現時点でどう捉えているのかお伺いします。

これまでのアンケートでは、10代から30代の若い世代の県民税の認知度が依然として低い状況にあるということが示されております。若い世代、子育て世代にとって、身近で

あり、魅力ある県民税の使い方であることが重要ではないかと考えますが、来年度以降の県民税にどのように反映していこうと県としてはお考えなのかお伺いをいたします。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 まず、学校給食提供緊急対策事業についてですが、新型コロナウイルス感染症対策として実施をしているものですが、この事業につきましては、県内の小中学校等の学校給食への無償提供に当たりまして、県内市町村の教育委員会等に対して希望調査を行っております。それぞれいつの時期にどのような形で給食提供するかも含めて学校の御事情や要望をお伺いして、提供する仕組みになっております。

現在のところ、牛肉につきましては、まず希望調査の結果から申し上げますと、430校から御要望をいただいております。希望数量は約10トンということです。続いて、南部かしわであります。学校数が99校で、希望数量は約1.3トンという御要望をいただいております。ホタテガイであります。学校数が150校で、希望数量が約2.5トンということです。それぞれ御要望に応じまして、今事業の実施に向けて取り組みを進めているところです。

今回の牛肉は黒毛和種ということで、あまり使ったことがないという学校が結構多くありまして、現場では御苦労もあるとお聞きはしていますが、私どもは県内の料理人の方々のネットワークもありますので、その方々のアドバイスなども要望に応じてお伝えをしながら、メニューの支援をさせていただいております。

また、理解増進のお話ですが、こちらのほうはこれからということになるのですが、今県産のそういった農林水産物、特に今回提供する牛肉につきましては、商品紹介の映像をつくって配付し、ごらんいただきながら県産農林水産物への理解を深めていただくような方法などを今進めているところです。

現在までに、給食を食べていただいた児童生徒からは、牛肉が軟らかくてとてもおいしいという声ですとか、生産者の方々に感謝したいという感想をお聞きしております。おおむね好評であると認識をしています。

今後の見通しですが、牛肉につきましては9月末現在で257校が実施をしておりますので、残り173校の実施に向けて今後進めていくということです。同じく南部かしわにつきましては、これまで2校の実施になっておりますが、2月までに残り97校の実施を計画しております。ホタテガイにつきましては、今月22日から開始をするということでして、先ほど申し上げましたが、150校の実施に向けて取り組みを進めていくということです。

いずれ計画をいただいておりますので、確実に実施できますよう、関係団体と連携をしながら事業の実施に向けての取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えています。

それから、県産食材の利用促進ということでした。私どものほうで県産食材の利用率などの調査を行い、その状況に応じてさまざまな取り組みを進めているところですが、そういった取り組みを進めていく上での課題ということですが、例えば給食事業者のニーズに対応した県産食材の安定的な供給でありますとか、県産食材を用いた加工品の情報などが不足をしているというお話を聞いております。こうしたことが課題としての認識と捉え

ているところです。

引き続き県産食材の関係のきめ細やかな情報提供でありますとか、あるいは県内の加工事務所の皆さんとのマッチング、そして市町村とも連携して、学校給食に向けてしっかり利用促進を働きかけてまいりたいと考えております。

先ほど米の利用率について、わずかながら100%ではないような状況ではありますが、それぞれ給食事業者の皆様様の御予算などもありますので、私どもは利用拡大に向けて進めてまいります。それぞれの事業者の皆様方の状況に応じて、働きかけも必要かと思っておりますので、今申し上げたような食材を含めたマッチングを含めて、しっかり対応していきたいと考えております。

**○高橋林業振興課総括課長** いわたの森林づくり県民税の素案に対する意見についての御質問でした。地域説明会やパブリック・コメント等を実施しておりまして、その主な意見の内容といたしましては、伐採跡地への再造林やその後の下刈り、除伐作業、こういったものに加えまして、これに関連いたします作業道整備などにも支援の対象としてほしいなどの意見を多くいただきましたほか、県産木材の活用や森林整備を促進する人材育成の取り組みを充実してほしいなど、今回の素案におきまして新たに取るべきこととした内容、あるいは拡充することとした内容などへの意見が多く寄せられております。

このため、令和3年度以降のいわたの森林づくり県民税の取り組み方法につきましては、これまでの主要施策の森林環境保全のために緊急に整備が必要な森林の混交林誘導伐によります森林整備の支援、これを継続するとともに、新たに公益上重要で早期に更新が必要な伐採跡地、こちらへの植栽や保育などの支援を拡充することを検討しております。また、これら森林の整備や管理に必要な作業道、これにつきましては開設や補修なども含めて支援をするということと木育の推進につながります県産木材の活用を拡大するなど、ソフト事業にも取り組みを充実させることなどによりまして、森林の公益的機能の維持増進に向けまして取り組んでいきたいと思っております。

今の若い世代、子育て世代の県民税の使い方ということの御質問でした。本年7月から8月にかけて、県民2,000名を対象にいたしましたアンケート調査を実施しております。これによりますと年代別では60代以上の方々の認知度が50%台と比較的高くなっている一方で、委員御指摘のとおり、20代から30代の方々の認知度が20%未満にとどまっているところです。若い世代、子育て世代にとりまして、身近な取り組みや関心を持っていただけるような取り組みを進めることや、県民税の制度のさらなる情報発信、こういったことが必要と考えております。また、アンケートにおきまして、10代から30代の若い世代の方々が県民税の重要な取り組みということで選択いただいた内容として、現在もいわたの森林づくり県民税でやっております森林環境学習の展開であるとか、地域住民と取り組む森林活動への支援といった項目が多く御回答をいただきました。それで、若い世代の方々の積極的な参加が促進されますように、一層制度の周知を図っていくことを考えております。

一方で、子育て世代の方々に実感いただけるような施策ということでは、先ほど申し上げました木育の推進につながるような木材利用の促進といった取り組みの充実が挙げられますので、これらの取り組みを今後検討してまいりたいと考えております。

○**田村勝則委員** 学校給食の関係、私が調べましたところ、例えば紫波町の場合には、1回目、8月31日に肩ロースのチンジャオロースを調理して提供しています。2回目は、10月9日にもも肉、3回目は11月27日を予定しているようですが、もちもち牛ということで、やはり畜産農家の話を聞いてから給食をいただいたということで、非常に現場の声と顔が見えて、3回のこの給食提供が次につながっていくことになるのかとも思ったところ です。

盛岡市の場合には1,800キログラムなようですが、7月に多分県内最初に県との連携で実施されています。しかしながら、現在450キログラムで、まだ25%にとどまっており、2月までには実施予定ということではありますが、それぞれ自治体によっていろいろな取り組みの仕方があるようですが、しっかりと次の食育にもつなげていくということが重要だと思います。これは緊急事業です。事が重大で、その対策などが急がれることが緊急ということですので、県としても積極的に前に進めるように対応していただきたいと思っています。

いわての森林づくり県民税の件ですが、県産木材の活用策については、本当に悩ましいところだと思います。なかなか需要と供給というバランスもあると思いますが、いずれそのようなものにしっかりと使っていただくということも大事ではなからうかと思っています。

それと、先般委員会で県内視察を実施いたしました。その中で、花巻おもちゃ美術館も視察をいたしました。やはり木と親しむというのは、非常に環境学習にとっても重要なことだと改めて感じたところです。引き続き若い世代への情報発信もしっかりと取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。この辺についてよろしければ部長にお聞きして終わりたいと思います。

○**佐藤農林水産部長** 私も花巻のおもちゃ美術館へ行かせていただきました。やはり小さいころからそうですし、ふだんからそのように木に触れることは非常に大事だということだと思っています。素材生産量のほうもあり余るくらい本県にはありますので、いろいろなところで県産材が使われるような政策に積極的に取り組んでまいりたいと思っています。

○**工藤勝博委員** 私も米政策について何点かお聞きしたいと思います。

今年産米もほとんど収穫が終わるだろうと思いますし、これから販売も本格的になっていくのだと思いますが、そういう中で今年産米の県産米の生産状況と今後の販売計画について、確認したいと思います。

○**佐藤県産米戦略監** 生産状況ということですが、作況ですとことしは103ということにして、稲刈りにつきましても大体始まった時期が1日早いということもありますので、盛期も大体1日ぐらい早まっているのではないかと感じで見ているところです。

それから、販売戦略につきましては、やはり生産者の経営を安定させるためには県産米の消費拡大と、それから販売体制が非常に重要であると考えております。そのため、今新たな生活様式の定着ということで、家庭内の消費が伸びているということもありますので、今年度新たに7月から9月まで全国の米専門店や米卸売業者と連携しまして、金色の風、銀河のしずくの販売促進キャンペーンを実施しておりますし、10月下旬には新米のキャンペーンも行っております。県内外の消費者等に向けて、県産米の品質の高さ、あるいはおいしさを積極的にアピールしていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** ことしの概算金の下落も発表されておりますし、消費がかなり落ち込んでいます。例年ですと10万トンぐらいと言われていましたが、ことしに限っては20万トン近くの消費減と言われていました。そういう中で、ことしはともかく、来年度以降に相当影響するのではないかと私は思っています。そういう中ですが、栽培から販売戦略までトータルして、やっぱり従来の発想では、私はなかなか農家が期待するような価格では販売できないのではないかと思います。先ほど技監の話にもあった平成26年以来の上り調子になってきているということですが、それは裏を返せば自然災害が毎年あったのです。平年作ではなかったのです。平年作、ことしのようにやや良とかとなると、やはり米が余ってしまう。そういう状況の中で、生産基盤はもともとある意味で天候によってかなり左右されるのではないかと思います。ことしも九州のほうで大変な災害があったわけです。それ以上に、去年までは九州、西日本、それから東北まで大きな被害がありました。そういう中で、ようやくバランスがとれていたわけです。それが気候が穏やかになると、作況が上向く。そうすると、ことしのような状況になるのだろうと思います。

ですから、やはりもう農家にすればこの収穫が終わると、来年の作付も始めなければならないわけです。種もみだ、あるいはまたいろいろな作物をつくるにしろ、来年の準備をしなければなりません。そういう点を考えると、従来やっている販売戦略、あるいはまた作付計画も含めて考えを改めなければならないなど、私は自分も生産者としてもそういう意識を持っています。ですから、その辺も含めて新たな発想でやるべきではないかと思っておりますが、お考えを伺いたいと思います。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 新たな戦略で来年以降の生産なり販売なりをすべきではないかというような御質問でした。委員のおっしゃるとおりだということもあります。非常に国内の需給動向が今時点で見通せないというのが大きな要因だと捉えています。今の在庫の動きを見ますと、やはり国のほうの生産目安というような提示、これについても来年厳しくなるのではないかと、さらにことしは年度途中の5月、6月ぐらいから非常に国内在庫がふえるのではないかと、ということで、主食用米から違う作物への切りかえの動きも随分ありました。それは途中からだだったので、なかなか対応が難しいということもありましたので、来年に向けてはそのような動きが早まるのではないかとということもあります。そういったことも勘案しながら、生産分野のほうでは従来と発想的には似るかもしれませんが、安定生産、あるいはコストを下げるスマート農業ですとか、いろいろ進展



していることもあり、今後対応していく必要があると思っています。あと販売のほうではやはりコロナ禍の中で家庭消費が伸びているというのはそのとおりですので、まずそこをターゲットにすべきだろうと思います。それから、当初中食、外食が落ち込んだというような状況の中で、コンビニとか弁当関係の中食が随分回復してきました。ですから、こういった業務用関係へのアプローチ、あとは外食のほうも今のGo To キャンペーンですとか、Go To イートとか、こういうものがあるので、さきの7月ぐらいが落ち込みのピークだったと思います。大分それよりは回復してきている状況もありますので、こういう中食、外食も見据えた業務用へのアプローチも大事だと思っています。県では、大手卸売業者のネットワークもありますので、そういったところのつながりを強めながら、生産者の皆さんに安心してつくっていただけるように、先ほどナラシ対策のほうを申し上げましたが、セーフティーネットへの加入を促進して、減収になったときには、セーフティーネットが機能するという仕組みを県内で構築できればと考えているところです。

○**工藤勝博委員** わかりました。それで、県産米のオリジナル品種、金色の風、銀河のしずくは、ことしも多分その評価は高いと思うのですが、それらに関して、また卸も含めてどのような状況になっているのでしょうか。

○**佐藤県産米戦略監** 金色の風、それから銀河のしずくの生産や販売状況についてですが、生産状況につきましては、令和2年産の金色の風の作付面積についてはほぼ昨年並みの280ヘクタールですし、銀河のしずくにつきましては200ヘクタール増加しまして1,700ヘクタールぐらいとなっております。

それから、販売状況につきましては、全農岩手県本部によりますと、令和元年産米の金色の風、銀河のしずくについては、全量販売契約が締結されたと聞いておりますし、それから令和2年産米につきましても事前契約が進んでおりまして、昨年、令和元年産よりも上回っていると聞いております。

○**工藤勝博委員** 委員会でも現地調査をした記憶がありますが、大手卸はやはり複数年の契約栽培がこれからは必要ではないかと言われていました。業務用も含めて、そういう販売戦略も必要になってくるのだらうと思います。そういうことをすることによって、生産農家はある程度安心して作付も進むと。最低3年ぐらいは契約栽培としたほうが、価格もそうですが、上がったたり下がったりということではなくて、最低限のコストに見合った販売価格でできるということを積極的にやるべきだろうと思いますが、その辺に関して伺います。

○**佐藤県産米戦略監** 確かに複数年契約としますと、計画的に価格によって生産コストなどを計算できます。確かに有効な手段であるということでありまして、県内でも複数年契約は年々ふえてきているところです。数字的には、全農の取り扱い分しかまだわからないわけではありますが、約8割程度がもう複数年契約になっているところです。

○**工藤勝博委員** 複数年契約は、従来の県産米の評価が一段と上がっていると思うので、それは在庫販売する上でもかなり利点が出てきていると思うのです。いろんな品種もある

ので、それらも含めて水稲販売というか、そういう形でできればいいのかなと思っています。

それから、米消費が減っているという中で、やはり水田を活用するためにどうしたらいいかというのは、これから問われてくるのだらうと思います。フル活用ということで、飼料米も一時はふえました。ことしの用途変更も飼料米への転換計画の話がかなりありながら、なかなか進まなかったという実態です。やはり水田で米をつくる、その米は飼料米でもいいし、また結構飼料用のデントコーンとか、いろいろな形で水田を活用しているわけです。それらも一つ大きな来年度の栽培の指針にしていかなければならないのかなという思いもありますので、その辺も含めて、米政策に関してはどうでしょうか。

○佐藤県産米戦略監 来年度に向けての生産ということですが、やはり岩手県には、金色の風、銀河のしずく、それからいわてっこなどの独自のオリジナル品種がありますので、こういう独自のオリジナル品種をやはりふやすことで進めていきたいところですが、ただし全国的な需給環境に関する情報も収集しながら、卸とか実需者が求める作付が行われるように、団体等と連携してやっていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 行政もそうですし、現場のJAも、そしてまた生産者とも、十分に情報共有をしながら進めていただきたいと思います。

それから、もう一点伺います。今の時期になるともう来年度のいろいろな予算要求も行われているわけですが、農林水産部として来年度新たに起こす事業をもし考えているのであればお聞きしたいと思います。多くの農家、生産者にもつながっていくのだらうと思いますので、教えてください。

○鈴木企画課長 農林水産部の令和3年度の新規事業についてであります。現在のところ、令和元年度における主要施策の成果や、またその課題、さらには新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、県が取り組む推進方策の課題、それから今後の方向について検討を進めている最中です。

今後これらの検討結果ですとか、国の予算の動向等も踏まえながら、農林水産業を担う経営体の確保、育成、経営力の強化、何よりも生産者の収益向上を目指して策定しております。いわて県民計画（2019～2028）、それからふるさと振興総合戦略、このようなものに掲げている経営体の育成、食料・木材供給基地づくりなどの推進のために必要な事業を今後立案していくところです。ということで、現在のところで新規事業ということで明確にお伝えすることはできませんが、必要な事業を検討していくということです。

○工藤勝博委員 来年の話ですから予想になりますが、いずれふだんの生活はこのコロナ禍にあって新しい生活様式ということで、いろいろな生産環境、あるいは販売環境、消費動向も変わってきているのだと思います。それらも踏まえながらどうあるべきか、岩手県の農林生産はどうあるべきか。恐らく令和2年度の生産額はかなり落ち込むだらうと思います。そういう中で、農家の所得を上げるということになれば、何回も言うようですが、従来の発想ではない、何か岩手県だからこそできる、岩手県だからやれるのだなという、

そういう事業を積み上げてほしいと思います。国の動向も確かに必要だろうと思いますが、県単独の事業費も含めて十分確保しながら、金額はそれなりの金額を充当しなければならないと思いますが、やっぱり意欲的な姿勢を示していかなければならないと思います。

今までやってきた園芸振興などは、タマネギやニンニクの1億円産地をつくるのだというような意欲的な発信をしていかないと、後継者も含めて生産に結びつかないと思いますので、ぜひともそれらを検討していただいて、令和3年度しっかり事業確保していただければと思います。よろしく願いして終わります。

○吉田敬子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○白澤勉委員 私からは、農業の担い手対策と、水産業についてお伺いします。

まず、親元就農についてお伺いいたしますが、農業次世代人材投資資金制度というのがありますが、就農5年以内の事業承継が条件となっているわけです。これについては要件緩和についての要望も自治体から出ているわけでありまして、担い手の子弟の就農を促進するために、新たな支援制度の創設について、来年度に向けてどのような検討をなされているのかお伺いいたします。

○小原農業普及技術課総括課長 新規就農者の支援というお尋ねかと思います。県では、新規就農者の育成及び就農後の経営安定に向けて、今委員からもありましたが農業次世代人材投資事業、あるいは減反事業、そして担い手育成特定資産事業など、さまざまな事業を活用して支援をしてきましたし、あわせて農業改良普及センターによる生産技術、経営力の向上に向けた支援等を行ってきたところです。

話題になりました農業次世代人材投資事業の経営開始型につきましては、親の経営と同一作物であっても、新技術の導入等の取り組みを行うことで交付対象となるなど、一定の要件緩和がされてきたところです。依然として親からの経営継承は親元就農から5年以内といったような要件がありますので、こういったことにつきましては引き続きもっと使いやすい事業にしてほしいということで、国への要望を進めてまいりたいと考えております。

いずれ新規就農者、親元就農者につきましては、地域農業を支える将来のリーダー、重要な担い手と認識しておりまして、引き続きその継承経営の発展や経営計画策定や経営改善に向けた支援を行っていくということで進めてまいりたいと思っております。

○白澤勉委員 やはり親の背中を見ながら、地域に広く担い手を確保していくという対策も大事ですが、私はやはりキーになるそうした人材として親元就農を進めながら、暮らしや農業の厳しさとか、魅力などを実際に小さいときから感じている、そういったキープレーヤーとして、集中して育てていく必要があるかと思っております。そこら辺をまず核として取り組んでいていただきたいと思います。

続きまして、養殖事業の関係でお伺いします。主要施策の県民計画の中で、サケの回帰

率がD評価ということで、目標 0.9 に対して 0.20 という非常に厳しい結果です。サケの回帰率が非常に厳しい状況にあるというのは、今までも委員会でさまざま議論されてきたところでもあります。まず、このD評価に対しての御所見を改めてお伺いしたいと思います。

**○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長** サケの回帰率がD評価となりまして、非常に私としても心苦しいところですが、サケの回帰率につきましては健康な稚魚をしっかり放流して回帰率を高めるというところで、これまで鋭意努力をして業界とともにやってきたところなのですが、ここの数年来、海洋環境の変化に伴って、水温の上昇などがありまして、海に下りたサケが十分成長できない状況であり、餌環境が悪いというようなことも絡みまして、全体として生存率が低下し、回帰率が低くなりD評価となったと理解しております。

**○白澤勉委員** 私が県庁に入ったばかりのときは、本県は本州一のサケの遡上率を誇っておりました。いろいろな環境の変化や条件が変わって厳しい状況の中で、やはりこれからの水産業のキーワードになってくるのがまさに養殖事業の推進という部分ではないかと思えます。これについても、県内の市町村を回ると、今後もやはり養殖事業の推進と財政的支援という部分のお話をよく聞くところです。

それで、宮古市ではトラウトサーモンの養殖の取り組みであったり、釜石市ではサクラマスだとか、さまざまな養殖試験の取り組みが行われているわけですが、そういった中で海面養殖事業の本格実施に向けて、漁業権の変更免許等柔軟な対応をしてほしいというような声もよく聞くのですが、その件について県の御所見をお伺いします。

**○工藤漁業調整課長** 養殖に係る漁業権なのですが、これは5年ごとの免許期間となっております。次の免許は、改正漁業法の下、令和5年に更新されることになっております。お話のありましたギンザケやトラウトサーモンの海面養殖は3地区で実施されているところなのですが、生産状況も良好であると聞いておりまして、一部の漁協からは次の漁業権免許の更新を待たずに、漁業権を取得して事業化を進めたいという意向が示されているところです。

また、本県は、アキザケ等の主要魚種の水揚げが近年減少している状況にありまして、県としましても海洋環境の変動に左右されない魚類養殖などの新しい取り組みが必要であると考えておりまして、国等とも調整しながら新しい制度のもとで進められるよう検討していくこととしております。

**○白澤勉委員** ぜひよろしくお伺いしたいと思いますし、宮古市のトラウトサーモンの稚魚の飼育のために、例えばこの既存のサケ、マスふ化場の有効活用であったり、既存の水産施設の閑散期における有効活用といった部分を柔軟に対応していただきたいという声も届いているのですが、その辺について県の御所見をお伺いします。

**○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長** 委員からお話がありました既存の施設の有効活用、特にサケ、マスふ化場の施設の関係ですが、県としましては令和2年6月に政府要望を行いまして、その中でサケ、マスふ化場の有効活用をお願いしたいという要

望を行っております。有効活用ということはどういうことかと申しますと、補助事業施設ですので、サケ、マスの稚魚の飼育のために整備した施設ですが、現在の生産サイクルからいきますと、サケの稚魚は5月ぐらいまでに放流が終わりまして、次の稚魚が入るのが12月ぐらいですので、6月から11月の間があくわけです。この期間を先ほど委員から御提案があった、例えばトラウトサーモンやほかの魚種とか、地域振興にかなうような形で魚類の種苗生産に活用できないかということ国に要望しているところです。

国からは、補助目的をしっかりと踏襲した上で個別に相談してくださいということで、おおむね1件1件内容を確認しながら御理解いただけるような方向でお話をいただいておりますので、具体的な有効活用の要望が各事業主体から来ました折には、県としましても国と協議しながら進めていきたいと考えております。

○白澤勉委員　そういう既存施設をシェアするというか、補助事業で整備した部分については、目的があつての活用ということが大前提になるのは重々承知していますが、やはりそういった本県の実情を含めて、ぜひ関係機関とも連携して進めていただきたいと思ます。

次に、県内唯一の水産高校である宮古水産高校は、今回の高校再編計画の対象にもなっているのですが、先日、宮古市の山本市長さんや宮古漁協の組合長さんとお話ししたときには、やはり水産県岩手として水産高校の名前をなくしてほしくない、逆に今のこういった養殖技術という一つのキーワードに向けて、積極的に養殖科の新設などを行いながら、岩手県として農業については農業高校もあるわけですから、水産振興でも人材育成を中学校から高校に上がっていく段階で育てていく必要があろうかと思ます。県内の準組合も含めてどんどん減っていく中で、やはりそういった人材育成という部分について、農林水産部として今回の高校再編の動き、あるいは宮古水産高校における養殖科の新設といった要望に対して、どういう御所見があるか、部長にお聞きしたいと思ます。

○佐藤農林水産部長　人材育成は非常に大事だと思っております。農林水産部といたしましては、農業、林業、水産業、それぞれ将来を担っていく重要な人材だと思っておりますし、幼少のころから一次産業に興味を持っていただくということは、非常に重要なことだと思っております。

宮古水産高校の養殖科のお話等をいろいろいただいているということは重々承知しておりますが、農林水産部とすればそういった将来を担っていくような生徒たちが充実した環境で学べるような状況というのが一番大事だと思っております。単独校かどうかとか、入試はどうか等の話はいろいろあると思ますが、そういう一次産業に興味を持って、きちんと学べる環境が整うということが重要だと思っておりますので、そういう環境をぜひとも整備していただきたいと思っております。

高校再編等の話は、農林水産部としてそれについてなかなか言及する立場でもありませんので、個人的に思うところはありますが、御了承いただきたいと思ます。

○白澤勉委員　県教育委員会を中心に高校再編計画について御苦労されているのも重々

承知しています。

ただ、農林水産部としてやはり言うべきところは言うという姿勢もないと、なかなかこの議論が深まっていかないし、地域の声や子供たちの進路の選択であったり、地域課題のや、産業の人材育成というさまざまな視点から、総合的に農林水産部として声をお伝えしたり、反映していくというのがやはり責務というか、大事なところになると思います。御遠慮なくやっていただきたいと思います。

○高田一郎委員 私の通告は、米対策でありました。きのうもきょうも大分議論になりまして、ほとんど重複しておりますので、簡潔に質問したいと思います。

一つは、私たちは新型コロナウイルス感染症を経験して、やはり農業分野でも生産調整のあり方が本当にこれでよかったのかなと、2018年から国がほとんどかわりなく、とにかく生産者と農家で調整をなささいという生産調整のあり方がコロナ禍の中で問題だったということが私は浮き彫りになったのではないかと思うのです。3年間経過した中で、この生産調整のあり方について、私は県がきちっとした考えを持って国に対しても言うべきことは言っていくという姿勢がやはり大事なのではないかということ、きのう、きょうの議論を通じて非常に強く感じました。この点について何か見解があれば聞きたいと思います。

もう一つ、米の価格下落に対する影響についても通告をしておりました。午前中の質疑を聞いていましたら、県産米戦略室長のほうから答弁をいただきました。10アール当たりの減収が6,600円でナラシ対策をやれば500円程度で大したことはないのだということに私は受け取ったのですが、そうではないのではないかと思います。私は、今回の米価の下落に対して、県がどういう認識に立って今後米政策を考えていくのかという観点に立てば、今回の対策はナラシ対策までやればそんなに影響はないと、そういう認識でいいのかということ、私を強く感じました。違うのであれば否定していただきたいと思いますので、伺います。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 まず1点目、生産調整のあり方という御質問をいただきました。平成30年度から、新たな米政策ということで、これまで転作という格好で行われたものの生産目安を示して、自主的に調整していくという仕組みに変更されたというところです。県とすれば、米の流通自体が全国ベースで行われますので、それぞれの県でそういった生産目安を守って需給調整に参画していけば、全国的な需給というのも凶られるかもしれませんが、やはり全国的な需給動向というもの、あるいはその生産目安というところについて、転作というのが行われた時代もそうですが、それをしっかりと守るといいですか、それ以上の生産を行っているような地域もありましたので、そういった意味で国がしっかり関与すべきではないかとこれまでも国に対して申し上げてきたところですし、6月に行っている政府要望でも毎年そういった要望を国に行っております。

また、第2点目の価格影響対策について、先ほど県産米戦略監から申し上げたところです。価格下落ということで、6,600円ぐらいではないかと試算値をお示しさせていただきました。

ました。決してナラシ対策をやっていけば大したことはないという認識は持っておりません。あくまでナラシ対策、あるいは収入減少対策というのは、農業等の収入全体が落ち込んだ際に9割補填するというセーフティーネットです。ですから、なるべく県としてはこういったセーフティーネット、災害登録、収量減少のようなものについては農業共済という制度がありますが、それにかわって総合的に支援するというような形で収入保険が出てきたものです。農産物という形になりますので、経済原理の中でやはり値段が高くなることもあれば下がることもあるということは、米に限らず野菜などもそういった状況で動いていますので、その中で経営の安定を図るためには、セーフティーネットの加入が重要だろうと思います。そういった意味でナラシ対策に加入されていけば、この程度の額が支払われるということをお示ししました。今回の米の下落について決して軽んじているというような状況ではありません。

○高田一郎委員 生産調整問題については、これだけ米の消費量が落ちたというのもやはりコロナ禍の影響だと思うのです。私たちは、当初はそういうことを全く想定していなかった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により米の消費が落ちた。それでも生産者と生産団体に生産調整という、こういうやり方というのは間違いだし、このやり方を続けるようなことがあっては絶対ならないというふうに思うのです。

先ほど佐々木茂光委員から、稲作農家に対する安定させる戦略が岩手県には必要だとのお話がありましたが、そのとおりでと思うのです。やはり一つの都道府県だけでこの問題というのは解決できないのです。だから、この3年間の生産調整の問題点というのは浮き彫りになったと思いますので、市場価格について引き続き国に求めていってほしいと思いますし、この生産調整のあり方も本当に見直すように国にしっかりと働きかけていただきたいと思います。私どもも全力を尽くして頑張っていきたいと思っています。

それで、米の下落については、決して軽んじているようなことはないというお話でした。昨日の議論を聞いても、稲作農家のセーフティーネットに参加しているというのは、ナラシ対策では36.3%で、収入保険だと18.3%ですから、合わせて54.6%で半分の農家です。これは面積ベースだと思うのですが、農家ベースですか。

○佐々木農産園芸課総括課長 きょうの答弁いたしましたナラシ対策の割合につきましては、面積ベースということですが、

○高田一郎委員 わかりました。やはり面積的には54%程度です。これも完全に補償するものではなくて、あくまでも農家負担もあるし、再生産をしっかりと補償できるようなセーフティーネットではないのです。だから、こういう家族農業、そしてセーフティーネットに参加していない方々が本当に大変になっていくのではないかという思いをしております。

それで、来年度に向けた対策ですが、従来にない対策という工藤委員からの指摘もありました。本当にそのとおりでと思います。きのうも部長から米生産者への支援策についていろいろ答弁もありました。販売、消費拡大対策、低コスト対策、セーフティーネットへの加入、これは従来行ってきたことだと思うのです。これも引き続きしっかり取り組んで

いただきたいと思うのですが、早くから来年度の稲作経営をどうするのか、稲作農家をどう支援するのかということに関係機関としっかりと議論する、そういう場を早めて取り組んでいただきたいというのが一つです。

もう一つは、大事なことは水田農業全体の所得が落ち込んでいるわけですから、米価下落の中でも、水田農業全体の所得をどうふやしていくかということが大切です。そういう対策と、恐らく来年は作付面積がかなり減るとということが予想されると思います。だから、安心してほかの農産物に移行できるように、転作条件の整備で初期投資を抑えて、キュウリや野菜、その他に転換できるという見通しを持った、そういう転作条件の整備というものに対して、やはりもっと支援をしていく、こういうことが大事なのではないかと、今の時点で私はそう思っているのです。基本的な米価がこれだけ下落したことで、水田農業、転作条件をどう充実していくか、ここが大事な視点なのではないかと思うのですが、この点についての県の考え方があればお伺いしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 水田フル活用において、水田につきましては稲作、農地の基本的な部分だということです。国全体の需給調整が図られることが一番重要というところでは、それから転作の部分につきましては、国の産地交付金がありますので、その辺を有効に活用した中で、高収益野菜といったものを推進してまいりたいと思っております。国の制度等を活用しまして、実効性のある体制整備も含めて要望してきたところですし、米、麦、大豆、それから高収益野菜、この辺のバランスをとりながら、水田の利活用をしながら、農家所得の向上につなげてまいりたいと思っております。

なお、国に対しましては、繰り返しになりますが、実効性のある需給調整が図られる体制につきまして要望しているところです。

○高田一郎委員 今回の制度を聞いたわけではないのです。やはり今回の米価の下落というのは、恐らく来年にすぐ元に戻るというようなことはかなり努力をしないと難しいと思うのです。米の作付面積も恐らく減るとことが予想されます。米価の下落ということも当然予想されます。そういうことを踏まえて、やはり制度の紹介ではなくて、そういうことを踏まえて、水田農業がさらに減少した中で、どう水田農業全体の所得を上げていくのか、そういう新しい戦略が私は必要だということを質問したのです。今の制度があるのはわかっています。そういう戦略は必要ですし、ほかの農産物に転換する上でも、大きな借金するのではなくて、やっぱり初期投資を抑えて、そして1年、あるいは2年で軌道に乗せるような、そういう具体的な支援策を早く打ち出して、農家の皆さんが希望を持てるようなメッセージを届けていくべきではないかと、それが県行政の役割ではないかと思えます。その点について部長に伺います。

○佐藤農林水産部長 今のお話ですが、日ごろから素朴な疑問として私がよく言っているのは、毎年毎年米の消費量がどんどん減っていく、人口減少等で減っていくということの一方で、米はつくりたいという方が非常に多いということです。消費が減っていく中で同じぐらいつくっていったら、それでびたりと合うというのはなかなか難しいということとは自



明の理だと思っています。なのでいかにリスク分散をするかということは考えていかなければならないのではないかという話を、部内でいつも議論はさせていただいております。

また一方で、やはり先祖代々の土地を持って米をつくりたいという方もいらっしゃいます。そういう方が安心して農業を続けていくというのは、やはり非常に大事な視点だと思っておりますので、その辺のバランスをどうとるかということは、非常に難しい状況だと思いつつ、常にそういうことを考えながら何ができるか、何をやっていけばいいのか、ふだんから部内でさまざま議論はさせていただいているところです。

今回まさにコロナ禍という状況になって、米価の上昇が26年にがんと落ちてから少しずつでも回復してきたところに、また6年分ですか、下落をしたということで、農家のマインドといいますか、そういうところには非常に大きく響いていることは、重々承知しております。そういう部分を少しでもカバーするのがセーフティーネットの関係でもありますので、いろいろ有効な施策があるのに使われていないというケースもありますし、あるいは今の状況にプラスアルファで何か足していけることはないのかというのは、常に議論はさせていただいております。

こういうことがすぐできるというのをこの場で明言できれば非常にかっこいいのですが、なかなかそういうわけにもまいりませんので、いずれそういう今の状況、それから各委員からいただいた今回のお話等も踏まえて、引き続きどういう施策を打っていけるかというのは考え、検討していきたいと思っております。

○高田一郎委員 わかりました。まさに今これから予算編成の時期でもあります。部長が何かやれることがないのか常に検討しているというお話でありましたので、来年度の予算編成にそういった思いが反映されるように期待を申し上げて終わりたいと思います。

○山下正勝委員 林業関係について質問します。今の林業の実態はバブルです。チップ生産を中国で行っていますが、それが全然稼働しないということで、中国に輸出するのは大変な現状です。

それと製品です。製材所は東京都近辺でもそうですが、岩手県も新しい需要が少ないということで、県北のほうでは、もう金、土、日と3日間も休んでいるという状態です。これは大変だと思っております。

チップは、合板のほうなのですが、それは3月あたりのコロナ禍が始まったときに比べるとやや上向きということで、通常にはまだ戻っていないということです。県北地域には木質バイオマス製造会社がありますが、毎日稼働しているから、そこは従来どおり何ら影響がないという話です。そこでチップ材について質問します。

現状は、いずれ伐採はやっていますが、植林が進んでいないために、今後チップ材の不足が見込まれると思います。それに対応するには、北海道、四国、九州において、いろいろな技術で対応しています。その中で、北海道下川町では、早生樹として柳を植林しています。柳を山に植えて5年から10年でチップ生産ができます。その際に使用する機械は、林業機械ではなく、酪農家が使っているサイレージハーベスターを活用して、チップを生

産しています。下川町は、人口が3,500人ぐらいのところなのですが、持続可能な循環型森林経営ということで取り組みをしています。役場、消防、公民館、総合福祉センター、学校もそうなのですが、施設の60%はチップを導入しようということになりました。林業だけでは大変で雇用も生まなければならないということで、地熱を利用しながら原木シイタケを栽培するなど、行政が主導して色々なことをしていました。

もう一点は、四国、九州のほうでやっているのですが、10年から25年ので比較的短期で収穫ができる早生樹を植えています。その中の広葉杉というものは、伐採して、切り株からまた新たな幹が出るというもので、再度植林する手間が省略できるのです。これは、実際に四国の国有林で、高さは10メートルを超える森林が再生していきますという話だったのですが、こういうものを岩手県でも取り組みを検討すべきだと私は思っておりますが、その辺について伺います。

○工藤森林整備課総括課長兼全国植樹祭推進課長 早生樹の導入についての御質問です。早生樹は、今委員のほうからもお話がありましたが、杉などの一般的な造林樹種よりも早く成長する樹種でありまして、下刈りコストを大幅に削減することができるほか、植樹した後に20年程度から収穫ができるという特徴があります。近年国の試験研究機関等におきまして燃料用チップでありますとか、新たな用材用として試験的に植栽して研究をされているところではあります。

早生樹の導入に関するこの本格的な試験研究というのは、本当に国で始まったばかりです。例えば柳でありますとか、あるいはコウヨウザン、センダン、そういったものにつきましても植栽される気象条件、あるいは土、そういった生育条件は明らかにしながら導入していかなければならないという課題があります。

あと、先ほどお話がありましており、何に使うかという部分があります。柳のようなものであれば燃料でしょうし、コウヨウザン、あるいはセンダンなどであれば高級家具などの用途があるようですが、岩手県として早生樹を導入するに当たっては、どういった使い方をするかという部分を明らかにしながら樹種を選択をしていく必要もあると考えております。そういった点を踏まえながら、今後国のほうでいろいろ取り組まれていることを調べながら検討してまいりたいと思っております。

県の林業技術センターで、再造林用の樹種として検討を進めることとしておりますので、そういったものも参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○山下正勝委員 いずれ何回も言うようですが、植林してから40年、50年かかるということは、やっぱり林業の方に対しては本当に1代、2代、親父さんが息子の代にならなければ伐採できないという状況です。そういった意味で、早急にそういうのを考えながら、私は今植林をもっとやらないと山は荒廃するのではないかと考えているところです。そういった観点も考えながら、いろいろ県の制度という話がありますが、うまく活用しながら研究をしてもらいたいと思います。

もう一点、いわての森林づくり県民税が令和3年度からまた新たなスタートになるので

すが、この税収を活用して技術研究などに予算を使えないのでしょうか、お伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 早生樹等の研究経費にいわての森林づくり県民税を活用できないかという御質問です。県民税につきましては、森林環境の保全という目的がありまして、この目標に関係するところを中心に今現在素案の中で新規拡充という部分を御提示し、意見をいただいているということで、委員御指摘の植樹という意味では、森林環境の保全のための植樹、植栽、あるいはその後の保育といった部分につきまして、今現在新規、あるいは拡充で対応していこうと考えております。

直接早生樹によるバイオマス関係のチップ生産のための研究というところは、今現在素案にはない状況です。さまざまいただいた御意見も今後取り入れながら、最終案に向けて検討していきたいと考えております。

○山下正勝委員 林業の担い手対策もあります。どうか岩手県の森林保護という担い手をふやすような考えを持ってもらって、いろんな角度から御支援いただいて、研究なり自然保護、森林を守ることに努力してもらいたいと思います。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。